

2021年4月26日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
衆議院消費者問題特別委員長 永岡桂子 様
参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員長 石井浩郎 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）井上信治 様
消費者庁長官 伊藤明子 様
消費者委員会委員長 山本隆司 様

特定商取引法・預託法の改正法案における
「契約書面等の電磁的方法による提供」を認める条文案についての意見

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

3月5日、特定商取引法と預託法の改正法案が国会に提出されました。この改正法案のうち、特定商取引法の「詐欺的な定期購入」や「送り付け商法」に対する規制を強化する改正、および預託法の「販売を伴う預託等取引」を厳しく規制する改正については、早期の実現を求めます。

一方、この改正法案には、ほとんど議論が行われなまま、クーリング・オフを伴う全ての取引類型について、消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどを利用する「契約書面等の電磁的方法による提供」（以下「契約書面の電子化」）を認めることが、盛り込まれました。

「契約書面の電子化」については、2020年11月9日の規制改革推進会議の要請のみで加えられ、消費者・事業者・学識経験者等による議論の場はいっさい設けられていません。

また、消費者委員会からも「契約書面の電子化」についての建議が出されていますが、消費者庁は、具体的な対応策をどこまで講じることができるのか、回答を示していません。

こうした状況下、この改正法案が施行されれば、電磁的交付に不慣れな高齢者や、来年の成年年齢引下げに伴い、社会的経験の乏しい若年者の消費者被害の増大が懸念されます。消費者被害の防止・救済に逆行する「契約書面の電子化」の改正部分については削除し、改めて関係者による検討委員会を設け、電子化の必要性や不利益防止の制度的措置を検討することを求めます。

問い合わせ：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 事務局

TEL 03-6434-1125